

申
8
号



「新幹線電車における仕業検査有効期間の変更について」の申し入れ

9/4 新幹線統括本部へ提出

申し入れ項目

1. 新幹線電車の仕業検査有効期間見直しの検討に伴い実施してきた検証実績および分析結果を具体的に示すこと。
 - ①形式毎の A 故障・B 故障の実績
 - ②仕業検査で発見された事象
 - ③消耗品の取り換え実績
2. データ検証結果に踏まえて新幹線電車における仕業検査有効期間の変更を実施できるとした根拠を具体的に明らかにすること。
3. 有効期間見直しにより「新幹線電車整備標準」を見直す項目を具体的に示すこと。
4. 有効期間見直しにより各新幹線車両センターにおける仕業検査本数の考え方がどのように変更になるのか明らかにし、各新幹線車両センターの仕業検査本数を示すこと。
5. 有効期間見直しや敦賀延伸による消耗品取替及び臨時修繕の対応が可能となるように、東京新幹線車両センターでの仕業検査体制（4名2班）を維持すること。
6. 今申し入れに対する回答及び団体交渉については、速やかに日程調整を図り実施すること。



□ 新幹線電車の仕業検査有効期間

・・・現行「2日目に充当する連続する1運用が終了するまで（48時間以内）」から
「3日目に充当する連続する1運用が終了するまで（72時間以内）」に変更（2023年9月28日実施）・・・

見直しにより安全・輸送品質の低下を懸念する

疑問と不安の声が現場から相次いでいる！



**JR 東日本のフラグシップ商品である新幹線の、
安全・安定輸送と質の高い輸送サービスを実現しよう！**

